

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成30年3月19日（平成30年（行個）諮問第45号）

答申日：平成30年8月1日（平成30年度（行個）答申第83号）

事件名：本人に係る電子決裁添付の利用停止決定通知案等の不訂正決定に関する
件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる本件文書1及び本件文書2（以下、併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成29年12月12日付け北海相第164号により北海道管区行政評価局長（以下「処分庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書のとおり訂正をしてほしい。

2 審査請求の理由

審査請求書及び意見書によれば、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料については省略する。

（1）審査請求書

保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由の（理由）（別紙2）のとおり。

法38条 行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。「私はメールを送っていないから」という利用停止請求に理由があると認めたので、利用停止する判断をしたものである。

「当初の利用目的を達成したため」は、誤った記載なので訂正を求めることは、法29条（当該請求に理由があると認めるとき）に該当する。北海道管区行政評価局の利用停止する、しないの判断の訂正を求めるのではない。

平成29年（行個）諮問第139号で「当初の利用目的を達成したた

め」という理由では、利用停止できないという答申があった。

また、法令、逐条解説、質疑応答などに、「当初の利用目的を達成したため」という理由で利用停止、消去できるという根拠がないと、情報公開・個人情報保護推進員からメールで回答があった。

(2) 意見書

別紙3のとおり。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

平成29年11月13日付けで、処分庁宛て、法に基づき、下記2の保有個人情報について訂正請求があった。これに対して、処分庁は、訂正請求に理由があると認めることはできないとして、同年12月12日付けで不訂正決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分を不服として、同月27日付けで、諮問庁に対し行われたものである。

2 訂正請求の対象となった保有個人情報

本件訂正請求の対象となった保有個人情報は、平成29年11月2日付け北海相第152号により開示した「電子決裁に添付されている保有個人情報の利用停止をする旨の決定通知案」及び「保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）」に記録された保有個人情報である。

3 審査請求の趣旨

審査請求人は、「利用停止の理由」について、「当初の利用目的を達成したため」は、誤った記載であることから、審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書のとおり訂正すべきであると主張している。

4 諮問庁の意見等

(1) 諮問庁の意見

審査請求人は、「利用停止の理由」に記載された「当初の利用目的を達成したため」を「〇〇（審査請求人の姓。以下同じ。）様はメールを送信していないから」に訂正せよと主張しているが、当該理由は、北海道管区行政評価局の判断を記載したものであり、訂正の必要は認められない。

なお、審査請求人は、「メールを送信していない」と主張しているが、当該メールは、総務省ホームページのインターネットによる行政相談受付から入力された相談内容等の受信に基づき、メールサーバーから北海道管区行政評価局に対して自動送信されたものであり、送信日時として、「特定年月日A（特定曜日）特定時刻A」と記録されており、また、当該行政相談受付から入力された審査請求人の氏名、電子メールアドレス、住所、電話番号、相談内容等が記録されたファイルが添付されている。これが事実でないとは認められない。

(2) 結論

以上のとおり、法29条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」には該当せず、訂正をしないとした原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年3月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月10日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年7月17日 審議
- ⑤ 同月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、本件文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）について、別紙2のとおり、各「利用停止の理由」の項の特定の文言の訂正を求めるものであるところ、処分庁は、訂正請求に理由があると認めるときに該当しないとして、不訂正とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙2のと通りの訂正を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、審査請求人が訂正を求めている保有個人情報（以下「本件対象訂正部分」という。）の訂正の要否等について検討する。

2 法27条1項1号該当性について

本件対象保有個人情報は、本件訂正請求に先立ち、審査請求人が法12条1項の規定に基づき行った開示請求に対して、処分庁から開示された自己を本人とする保有個人情報であることから、法27条1項1号の「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」に該当すると認められる。

3 訂正の要否について

(1) 訂正請求を行う者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき、当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等の、請求を受けた行政機関の長が当該保有個人情報の訂正をすべきか否かを判断するに足りる内容を、自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。

そして、請求を受けた行政機関の長においては、訂正請求を行う請求人から明確かつ具体的に主張や根拠の提示がない場合や、当該根拠をもってしても請求人が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に

該当しないと判断することになる。

- (2) そこで、当審査会において、諮問書に添付された本件文書（写し）を確認したところ、本件対象保有個人情報記録された本件文書は、審査請求人が行った別紙4に掲げる保有個人情報の利用停止請求に対し、処分庁が法39条1項の規定により行った上記保有個人情報の利用停止（消去）をする旨の決定（以下「本件利用停止決定」という。）を審査請求人に通知した文書の写し（本件文書2）と、その決裁過程で作成された上記通知文書の案が記載されたもの（本件文書1。当該決定の日付と文書番号が空欄である外は、本件文書2と同じ内容のものである。）であり、また、本件対象訂正部分は、本件文書の各「利用停止の理由」の項の、本件利用停止決定の理由（「当初の利用目的を達成したため」との理由）が記載された部分であると認められる。
- (3) 以上を踏まえて検討すると、本件訂正請求は、本件対象訂正部分の表記に関し、これが、発出済みの本件利用停止決定に係る通知文書の「利用停止の理由」の項の記載とは異なっているといった主張をしているわけではなく、要するに、その処分の理由の訂正を求めるものであるところ、本来、処分に対して不服がある場合には、当該処分に対して審査請求を行うべきであって、保有個人情報の訂正請求手続によるべきではない。
- そうすると、本件訂正請求は、訂正請求の体裁をとってはいるものの、その実質は、本件利用停止決定に対する不服を申し立てるものであるから、このような訂正請求は、法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」の訂正を求めるものとはいえず、したがって、およそ訂正請求に理由があると認められる余地はない。
- (4) 以上によれば、本件対象訂正部分につき、法29条に基づく訂正義務があるとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一、委員 池田陽子、委員 下井康史

別紙 1 (本件対象保有個人情報記録された文書)

本件文書 1 電子決裁添付の利用停止決定通知案

本件文書 2 利用停止決定通知写し

別紙 2（保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由）

1 趣旨

「当初の利用目的を達成したため。」を「〇〇様はメールを送信していないから。」に訂正せよ。

2 理由

平成29年（行個）諮問第107号，139号，144号で，そのような理由で利用訂正できないので，申出人の保有個人情報利用停止請求書の請求に係る理由のとおり利用停止（消去）となるから。

別紙 3（意見書）

訂正する根拠法令：法 38 条

行政機関の長（北海道管区行政評価局長）は、（〇〇から）利用停止請求があった場合において、当該（〇〇からの）利用停止請求に理由がある（私はメールを送信していないから）と認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報を停止しなければならない。

よって、「私はメールを送信していないから」に対し、
理由があると認めたとき → 利用停止する旨の決定
理由があると認めないとき → 利用訂正しない旨の決定
となる。

「当初の利用目的を達成したため」という理由を記載することは事実と反する（〇〇はそのような理由を主張していない）ので、「〇〇様はメールを送信していませんから」に訂正する。

理由説明書（上記第 3 の 4） 諮問庁の意見等

○ 審査請求人は、「利用停止の理由」に記載された、「当初の利用目的を達成したため」を「〇〇様はメールを送信していないから」に訂正せよと主張しているが、当該理由は、北海道管区行政評価局の判断を記載したものであり、訂正の必要は認められない。

● 判断に当たらないこと

「当初の利用目的を達成したため」は北海道管区行政評価局の判断を記載したものと主張しているが、これはそれに該当しない。

判断とは、「私はメールを送信していないから」に対し、「利用停止する旨の決定」をするか「利用停止しない旨の決定」をするかが判断である。

「私はメールを送信していないから」を「当初の利用目的を達成したため」に変更して利用停止する旨決定をし、消去し証拠隠滅を図ることは、判断に当たらない。

○ なお、審査請求人は、「メールを送信していない」と主張しているが、当該メールは、総務省ホームページのインターネットによる行政相談受付から入力された相談内容等の受信に基づき、メールサーバーから北海道管区行政評価局に対して自動送信されたものであり（中略）これが事実でないと認められない。

● これが事実でないと認められない場合は、利用停止しない旨の決定になる。

1 利用停止・消去するための根拠がない

起案理由に

法何条何項に基づき、理由を変えたのかが記載されていない。

法何条何項に基づき、「当初の利用目的を達成したため」で利用停止消去できるかの根拠が記載されていない。

そもそも「当初の利用目的を達成したため」という理由では、利用停止・消去できない。

当方〇〇宛て通知文で「なお、平成28年12月26日付け（中略）審査請求が行われたが、総務大臣却下裁決が行われている」と主張しているが、審査会に諮問していないので無効である。

- 2 平成30年2月9日付け北海相第63号、64号、65号、66号利用停止しない旨の決定に対する、北海道管区行政評価局総務課特定職員Aの説明
利用停止・消去するための要件・法36条1項

当該個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、3条2項の決定に違反して保有されているとき、又は8条1項及び2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用停止又は消去。

利用停止・消去できるのは、個人情報を不正等に取得した。不正等に保有した。不正等に利用した。の3つである。

「当初の利用目的を達成したため」では、利用停止・消去できない。

なお、同席していた、首席行政相談官特定職員Bは「総務課は利用停止できなくても、首席行政相談官室は、利用停止できる。」とうそぶいていたが、それは嘘であることが分かった。

- 3 「私はメールを送信していないから」＝「特定職員Cが個人情報を不正に利用してメールを作成した」この理由であれば利用停止する旨の決定ができる。

- 4 行政苦情110番メール捏造の証拠

・特定郵便番号が左詰めになっていること。

本物（総務課宛て、管理官室宛て、首席行政相談官室宛て）は、特定郵便番号が右詰めになっている。

・「応接態度を改めるように指導した」となっていること。

「今後態度を改めるよう指導した」を使っている。一度も応接態度を使っていない。

・「匿名を希望していない」のに「当方は関知していない。」を使っていること。

匿名を希望していた時は、当方を使ったが、匿名を希望しなくなっからは「〇〇」を使用している。例）〇〇の携帯電話の着信履歴。〇〇が送信したと主張するメール。会話の事例、特定人：〇〇・・・。

別紙 4（本件利用停止決定に係る保有個人情報）

- 1 特定年月日 A に受信したメールに添付された〇〇様からの行政相談内容が記載された文書に記録された保有個人情報
- 2 〇〇様からの行政相談内容を供覧した文書に記録された保有個人情報